

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年5月28日認可した。

平成30年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮池中西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村北地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原頭首工地区